

建築物省エネ法 計画認定手数料

(※登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関)

名称	区分			延べ面積 (m ²) or 総戸数	手数料
①建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(67の8)	住宅 性能基準	登録建築物調査機関等(※)が交付する技術的審査適合証を添付する場合	戸建	一戸建ての住宅	
				単位戸数	申請住戸1戸当たりの額
					4,000円
			共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	戸数区分	総戸数が1のとき
					4,000円
					総戸数が2以上4以下のとき
					8,000円
					総戸数が5以上15以下のとき
					18,000円
					総戸数が16以上45以下のとき
					40,000円
					総戸数が46以上のとき
					73,000円
			面積区分	建築物全体	~300m ² 未満
					8,000円
					300~2,000m ² 未満
					18,000円
					2,000~5,000m ² 未満
					40,000円
					5,000m ² 以上
					73,000円
			戸建	一戸建ての住宅	
			上記以外の場合	建築物全体	単位戸数
					申請住戸1戸当たりの額
					34,000円
					総戸数が1のとき
					34,000円
			共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	戸数区分	総戸数が2以上4以下のとき
					63,000円
					総戸数が5以上15以下のとき
					105,000円
					総戸数が16以上45以下のとき
					179,000円
					総戸数が46以上のとき
			面積区分	建築物全体	~300m ² 未満
					63,000円
					300~2,000m ² 未満
					105,000円
					2,000~5,000m ² 未満
					179,000円
					5,000m ² 以上
					256,000円
					~300m ² 未満
			非住宅建物法	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	300~1,000m ² 未満
					14,000円
					1,000~2,000m ² 未満
					24,000円
					2,000~5,000m ² 未満
			上記以外の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	5,000~10,000m ² 未満
					116,000円
					10,000~25,000m ² 未満
					146,000円
					25,000m ² 以上
					183,000円
					~300m ² 未満
			合標準エネルギー法・シ主要室・レ入力・シ法ヨ・ン建ツ築・物ル総	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	300~1,000m ² 未満
					101,000円
					1,000~2,000m ² 未満
					133,000円
					2,000~5,000m ² 未満
			上記以外の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	5,000~10,000m ² 未満
					281,000円
					10,000~25,000m ² 未満
					338,000円
					25,000m ² 以上
					397,000円
					~300m ² 未満
			登録建築物調査機関等が交付する技術的審査適合証を添付する場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	300~1,000m ² 未満
					14,000円
					1,000~2,000m ² 未満
					24,000円
					2,000~5,000m ² 未満
			上記以外の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	5,000~10,000m ² 未満
					116,000円
					10,000~25,000m ² 未満
					146,000円
					25,000m ² 以上
					183,000円

建築物省エネ法 計画変更認定手数料

(※登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関)

名称	区分			延べ面積 (m ²) or 総戸数	手数料
②建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定（67の9）	住宅 性能基準	登録建築物調査機関等（※）が交付する技術的審査適合証を添付する場合	戸建	一戸建ての住宅	
				単位戸数	申請住戸1戸当たりの額
					2,000円
			共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	戸数区分	総戸数が1のとき
					2,000円
					総戸数が2以上4以下のとき
					4,000円
					総戸数が5以上15以下のとき
					9,000円
					総戸数が16以上45以下のとき
					20,000円
					総戸数が46以上のとき
				面積区分	36,000円
					~300m ² 未満
					4,000円
					300~2,000m ² 未満
					9,000円
			上記以外の場合	戸建	2,000~5,000m ² 未満
					20,000円
					5,000m ² 以上
					36,000円
					一戸建ての住宅
			共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	戸数区分	単位戸数
					申請住戸1戸当たりの額
					17,000円
					総戸数が1のとき
					17,000円
			上記以外の場合	戸建	総戸数が2以上4以下のとき
					31,000円
					総戸数が5以上15以下のとき
					52,000円
					総戸数が16以上45以下のとき
					89,000円
					総戸数が46以上のとき
					128,000円
			面積区分	戸数区分	~300m ² 未満
					31,000円
					300~2,000m ² 未満
					52,000円
					2,000~5,000m ² 未満
					89,000円
					5,000m ² 以上
					128,000円
非住宅 合標準エネルギー効率基準化・シミュレーション室入力・力シ法ヨ・ン建築物総	モデル建築物法	登録建築物調査機関等が交付する技術的審査適合証を添付する場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	~300m ² 未満	
				4,000円	
				300~1,000m ² 未満	
				12,000円	
				36,000円	
			上記以外の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	5,000~10,000m ² 未満
					58,000円
					10,000~25,000m ² 未満
					73,000円
					25,000m ² 以上
					91,000円
					~300m ² 未満
					39,000円
					300~1,000m ² 未満
					50,000円
					1,000~2,000m ² 未満
					66,000円
					2,000~5,000m ² 未満
					107,000円
					5,000~10,000m ² 未満
					140,000円
					10,000~25,000m ² 未満
					169,000円
					25,000m ² 以上
					198,000円
					~300m ² 未満
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	戸数区分	300~1,000m ² 未満
					4,000円
					7,000円
					12,000円
					36,000円
					58,000円
					10,000~25,000m ² 未満
					73,000円
					25,000m ² 以上
					91,000円
					~300m ² 未満
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	戸数区分	300~1,000m ² 未満
					103,000円
					130,000円
					1,000~2,000m ² 未満
					168,000円
					2,000~5,000m ² 未満
					240,000円
					5,000~10,000m ² 未満
					295,000円
					10,000~25,000m ² 未満
					349,000円
					25,000m ² 以上
					398,000円

建築物省エネ法 基準適合認定手数料

(※登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関)

名称	区分			延べ面積 (m ²) or 総戸数	手数料	
③建築物エネルギー消費性能の基準適合認定（67の10）	仕様基準、モデル住宅法及びフロア入力法	登録建築物調査機関等（※）が交付する技術的審査適合証を添付する場合	戸建	一戸建ての住宅	4,000円	
				戸数区分	総戸数が1のとき 4,000円	
					総戸数が2以上4以下のとき 8,000円	
					総戸数が5以上15以下のとき 18,000円	
					総戸数が16以上45以下のとき 40,000円	
				面積区分	総戸数が46以上のとき 73,000円	
					~300m ² 未満 8,000円	
					300~2,000m ² 未満 18,000円	
					2,000~5,000m ² 未満 40,000円	
					5,000m ² 以上 73,000円	
		上記以外の場合	戸建	一戸建ての住宅	17,000円	
				戸数区分	総戸数が1のとき 17,000円	
					総戸数が2以上4以下のとき 29,000円	
					総戸数が5以上15以下のとき 51,000円	
					総戸数が16以上45以下のとき 94,000円	
				面積区分	総戸数が46以上のとき 142,000円	
					~300m ² 未満 29,000円	
					300~2,000m ² 未満 51,000円	
					2,000~5,000m ² 未満 94,000円	
					5,000m ² 以上 142,000円	
		性能基準（モデル住宅法及びフロア入力法を除く）	登録建築物調査機関等が交付する技術的審査適合証を添付する場合	戸建	一戸建ての住宅	4,000円
					戸数区分	総戸数が1のとき 4,000円
						総戸数が2以上4以下のとき 8,000円
						総戸数が5以上15以下のとき 18,000円
						総戸数が16以上45以下のとき 40,000円
					面積区分	総戸数が46以上のとき 73,000円
						~300m ² 未満 8,000円
						300~2,000m ² 未満 18,000円
						2,000~5,000m ² 未満 40,000円
						5,000m ² 以上 73,000円
			上記以外の場合	戸建	一戸建ての住宅	34,000円
					戸数区分	総戸数が1のとき 34,000円
						総戸数が2以上4以下のとき 63,000円
						総戸数が5以上15以下のとき 105,000円
						総戸数が16以上45以下のとき 179,000円
					面積区分	総戸数が46以上のとき 256,000円
						~300m ² 未満 63,000円
						300~2,000m ² 未満 105,000円
						2,000~5,000m ² 未満 179,000円
						5,000m ² 以上 256,000円

③基準適合認定 (67の10)	非住宅	モデル建物法 登録建築物調査機関等が交付する技術的審査適合証を添付する場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	~300m ² 未満	8,000円
				300~1,000m ² 未満	14,000円
				1,000~2,000m ² 未満	24,000円
				2,000~5,000m ² 未満	73,000円
				5,000~10,000m ² 未満	116,000円
				10,000~25,000m ² 未満	146,000円
				25,000m ² 以上	183,000円
	上記以外の場合	モデル建物法 上記以外の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	~300m ² 未満	79,000円
				300~1,000m ² 未満	101,000円
				1,000~2,000m ² 未満	133,000円
合標準エネルギー法 シ主要部室 レ入力シ法 ヨ・ン建築物 ル総	登録建築物調査機関等が交付する技術的審査適合証を添付する場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	~300m ² 未満	8,000円
				300~1,000m ² 未満	14,000円
				1,000~2,000m ² 未満	24,000円
				2,000~5,000m ² 未満	73,000円
				5,000~10,000m ² 未満	116,000円
				10,000~25,000m ² 未満	146,000円
				25,000m ² 以上	183,000円
	上記以外の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	~300m ² 未満	207,000円
				300~1,000m ² 未満	260,000円
				1,000~2,000m ² 未満	336,000円

備考

- 一 申請する者が非住宅及び住宅を有する複合建築物に係る計画認定、計画変更認定及び基準適合認定を受けようとする場合の申請手数料の額は、表の第一、第二及び第三の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。（第三は基準適合認定の場合に限る）
- 二 申請する者が表の第三の同表第一中欄に掲げる区分の評価手法を用いて基準適合認定を受けようとする場合の申請手数料の額は、同表第一の下欄に定める手数料を準用する。
- 三 基準適合認定の申請書に、次の書類を添付する場合（完了時点から認定申請時点までに変更がない場合（竣工後、すぐに認定表示の申請をする場合等））は、表の第三「登録住宅性能評価機関審査済」手数料を準用する。
 - イ 建築物省エネ法第12条第3項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
 - ロ 建築物省エネ法第35条に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
 - ハ 低炭素法第54条に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
 - ニ 住宅品確法第6条第3項に基づく建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4に適合していること）の写し
 - ホ 建築物省エネ法施行前（平成28年4月1日）に新築着工された建築物については、上記の他、住宅品確法第6条第3項に基づく建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表2-1の断熱等性能等級3に適合していること）の写し
- 四 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の申請において、共用部分を計算する場合においては戸数の区分、共用部分を計算しない場合においては戸数の区分若しくは住戸部分の床面積の合計の区分で定められた金額のうちいざれか低い方の額とする。